



発行：2021年8月23日(月) No.437

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

「困ったら民商に相談」とまわりに広げよう！！

あいスタ（ニューあいちスタンダード）申請の有無で差別的扱いをしないで！

8月4日（水）15時から、愛商連と県防災安全局 防災部 危機管理課との交渉が行われ、服部県連会長はじめ7人、名古屋北部民商からは事務局長が参加しました。県からは、課長補佐、あいスタ担当者の2名が対応。服部会長から「大手飲食店は7200から6150へと減少した。コロナ感染拡大が続くなか、時短要請が繰り返され、飲食店は苦境に陥っている。これ以上の負担を強いるのはやめてほしい」と要請。飲食店を営む、名古屋東部民商の加藤さん、名古屋南民商の北埜さんが「会員の弁当屋さんは、50項目もあって、見ただけで気が滅入って店を辞めたいとなると悩んでいる」「席数を半分に減らすということは、売上も半分にということ」「私のように小規模な店では、間隔を開けるにも限界がある。実態をみてほしい」とそれぞれ訴えました。課長補佐は「山梨県で導入された



グリーンゾーン認証制度が効果を上げていると、国から同様の制度の導入を勧められた。みなさんのご意見を伺って今後に生かしたい」と述べました。ほかの参加者から「会員から、『建築衛生法という言葉は初めて聞いたが、分からない』『50項目もの対策はとてもできない』と苦情が寄せられている」「あいスタ認証店と、申請ができない店とを不平等に扱わないでほしい。10月以降は協力金申請には、認証が必要という方針を変えてほしい」と強く要請しました。

表現の自由を考える 弁護士 加藤悠史（名古屋北法律事務所）

7月6日から11日にかけて市民ギャラリー栄で開催された「私たちの『表現の不自由展・その後』」が中止になったことは大きなニュースになりました。開催3日目の7月8日、会場である市民ギャラリー栄宛ての郵便物の中身が破裂する事態が発生しました。名古屋市は、事態の発生をうけて、一時、展示会場などから市民を避難させ、同日午後になり、展示会会期末の11日まで市民ギャラリー栄を臨時休館として、展示会に対する施設利用停止処分を行いました。名古屋市の判断は、表現の自由を考えるうえで、きわめて重大な問題を含んでいます。表現の自由が守られるからこそ、自由な言論をふまえた選挙による民主主義がなり立っているものであり、表現の自由は、憲法上、最も重要な権利とされています。公的施設を利用する場合にも、表現の自由を保障しなければならず、最高裁判決は、「人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が侵害され、公共安全が損なわれる明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見され、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができない特別の事情がある」場合でなければ、施設を利用させなければならないとしています。

郵便物の破裂という事件により、一時的に避難を求められたことはやむを得ないでしょう。しかしながら、すぐに警察が介入し、危険物などがないことが確認できれば、「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見」できるとは言えないはずです。実際に、事件発生同日の夕方には、実行委員会と市民ギャラリー栄との協議の場が、まさに事件がおきた展示室で行われました。危険な場で協議などできるはずがありません。名古屋市の対応は、展示会を中止させることを目的として結論ありきの判断と考えざるを得ません。表現の自由を考える場合には、逆に、何としても表現の自由を保障する方法はないかと最大限模索する姿勢が求められているものであり、名古屋市の行政としての姿勢は許されるものではないと考えています。

まん延防止等重点措置が9月12日まで延長

7月12日～8月7日までの営業時間短縮に対する協力金について

7/12～8/7まで27日間の営業時間短縮に対する協力金の申請…8/20開始（9/30締切）

下記の通り、申請書の記入会を行います。

<日時> 8月27日（金）13時～<場所> 名古屋北部民商3階会議室

